

■薬局の登録要件

要件【(1)～(5)をすべて満たすこと】	
(1)	<p>次のいずれかの区域又は地域で開設している県内の薬局であること（具体的な地域は別表及び図面を参照）。</p> <p>ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条で過疎地域として規定された区域又は第3条で一部過疎として規定された区域</p> <p>イ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条で離島振興対策実施地域として指定された地域</p> <p>ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条で振興山村として指定された区域</p>
(2)	<p>対象者を採用した場合、要綱第13条に掲げる補助対象経費の1／2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約すること。</p>
(3)	<p>対象施設の開設者は、以下のすべてを満たす者であること。</p> <p>ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。</p> <p>イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。</p> <p>ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。</p> <p>エ 山口県税の全税目について滞納がないこと。</p>
(4)	<p>次のいずれかに該当する者が事業者に含まれていないこと。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</p> <p>イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者</p> <p>ウ 代表者又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p>
(5)	<p>この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。</p>

